

【表紙】

| | |
|---------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年7月4日 |
| 【会社名】 | INEST株式会社 |
| 【英訳名】 | INEST, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 伊奈 聡 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都豊島区東池袋一丁目13番6号 |
| 【電話番号】 | 03-6892-3864 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 片野 良太 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都豊島区東池袋一丁目13番6号 |
| 【電話番号】 | 03-6892-3864 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 片野 良太 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 349,999,912円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|---------------|--|
| 普通株式 | 4,605,262株(注) | 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株になっております。 |

(注) 1. 本有価証券届出書に係る新株発行(以下「本件第三者割当増資」といいます。)は、平成29年7月4日開催の取締役会決議によるものです。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|------------|-------------|-------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 4,605,262株 | 349,999,912 | 174,999,956 |
| 一般募集 | | | |
| 計(総発行株式) | 4,605,262株 | 349,999,912 | 174,999,956 |

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は174,999,956円であります。

(2) 【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期間 |
|-------------|-------------|--------|------------------------------------|----------|------------------------------------|
| 349,999,912 | 174,999,956 | 1株 | 平成29年7月20日(木)から 平成29年7月26日(水)まで | | 平成29年7月20日(木)から 平成29年7月26日(水)まで |

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であります。資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込及び割当ては、本有価証券届出書の効力発生後、総数引受契約の締結により行うものとし、本新株式の割当予定先は、払込期間内に下記取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 株式会社光通信の払込は、株式会社アルネットが払込を行うことが条件となります。

(3) 【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|----------------|-------------------|
| INEST株式会社 管理本部 | 東京都豊島区東池袋一丁目13番6号 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------|-------------------|
| 株式会社三井住友銀行 池袋支店 | 東京都豊島区西池袋1丁目21番7号 |

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 349,999,912 | 2,194,000 | 347,805,912 |

- (注) 1. 発行諸費用は、登記費用1,224,000円、有価証券届出書作成費用200,000円、弁護士費用200,000円、信託銀行増資事務手数料400,000円、調査費用250,000円が含まれます。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(2) 【手取金の使途】

| 具体的な使途 | 金額(千円) | 支出予定時期 |
|--|---------|------------------|
| 新規事業におけるシステム開発費、顧客に対する安定的サービス提供のためのシステム開発・維持・継続、改修に関する資金 | 210,000 | 平成29年7月～平成29年12月 |
| 新規事業におけるその他販売費(家賃や支払手数料、支払報酬、販促費、新規採用や人件費などの販売費) | 140,000 | 平成29年7月～平成29年12月 |

資金使途の内容は以下のとおりです。

新規事業とは、平成28年5月19日と平成29年2月13日に公表させて頂いているとおり、利用者の順番待ちのニーズが見込める旅行代理店や商業施設の業種等をターゲットに、事業者に対して予約管理・顧客管理のシステム提供や、店舗検索サイトや店舗予約サイト等のメディアからのユーザー送客、電子会員証サービスなどのソリューションサービスを提供する事業であり、本サービスはインターネットを利用したサービスのため、システム自体が安定して稼働する必要があります。システム稼働には常に突発的な問題や、サイバー攻撃のような潜在的な脅威等が含まれており、これらリスクを考慮してシステムを「設計」「運用」することがシステムの安定稼働、ひいてはサービスの安定提供に繋がると考えており、商品力を向上させ質の高いサービス提供を行うためにシステム開発が必要であり、以下の用途にて資金を充当していく予定です。

新規事業におけるシステム開発費(外注費や技術者人件費)、顧客に対する安定的サービス提供のためのシステム開発・維持・継続、改修に関する資金として2億1千万円

新規事業におけるその他販売費(家賃や支払手数料、支払報酬、販促費、新規採用や人件費などの販売費)として1億4千万円

調達する資金の支出予定時期については、新規事業におけるシステム開発費、顧客に対する安定的サービス提供のためのシステム開発・維持・継続、改修に係る費用として平成29年7月より向こう6か月を通じて、2億1千万円を支出することを予定しています。また、新規事業におけるその他販売費(家賃や支払手数料、支払報酬、販促費、新規採用や人件費などの販売費)として、平成29年7月より向こう6か月を通じて、主には新規採用にて約10名程度の増員を見込み、採用費や人件費で7千万円、増員に伴う家賃等で5千万円、顧客獲得に伴い発生する販促費や支払手数料、その他の販売費等で2千万円、結果1億4千万円を支出することを予定しています。

なお、以降の支出については、自己資金で充当していく予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

[募集の目的及び理由]

当社グループは、当社と連結子会社7社及び持分法適用関連会社3社で、システム事業、直販事業の複数の事業を営んでおり、その事業区分ごとに当社及び当社の連結子会社が単一若しくは複数の事業に従事する事業活動を展開しております。「システム事業」は、飲食事業者向けのASPサービス(1)や、スマートフォン・タブレット端末を利用したPOSシステム(2)の販売、予約サービスの提供を中心に、店舗運営をサポートするソリューション提案を行っております。「直販事業」は、主にスマートフォンを中心とした携帯電話端末や周辺機器・モバイルデータ通信端末の販売事業を行っております。当社は、「直販事業」に従事している連結子会社の1社である日本企業開発支援株式会社を平成22年2月に完全子会社化し、そこから、スマートフォンの急速な普及の中で、主に携帯電話端末販売において一定の収益を確保してまいりました。しかし、従来当社が取り組んできた事業領域は、国内の携帯電話やスマートフォンの普及率は100%を超えており、成熟事業が主であったため、当面は安定的な収益は期待できるものの、中長期に亘り業績を拡大するためには成長事業を柱とした事業領域の拡大が必要不可欠であると認識しておりました。そのため、平成29年3月期より利用者の順番待ちのニーズが見込める商業施設の店舗等をターゲットに、事業者に対して予約メディアなどのソリューションサービスを提供する新規事業と、旅行代理店に対する予約メディアなどのソリューションサービスを提供する新規事業を開始し、先行投資を行っていくとともに、運転資金の調達についても検討を行っておりました。その結果、旅行代理店に対する予約メディアをリリースし、実際にメディアからの旅行代理店への送客を開始したことにより、平成29年3月期に数千万円規模の売上が立ちあがり始めるなど、ある程度の成果が期待できる実績が表れていることから、このタイミングで更に新規事業に対する積極投資を行いたいと考えております。

そのような中、当社の主要取引先である株式会社EPARKより、当社の新規事業で提携可能性があるとのことで、今回の割当予定先である株式会社アルネットをご提案頂き、事業提携に向けて平成29年5月より、協議を進めておりました。株式会社アルネットは当社と業務委託契約を締結している既存取引先でもあり、互いに事業内容についても理解があること、システム開発における実績とノウハウを有しているため、システム開発の外注先としてのみならず、新規事業におけるサービス内容の拡充においても連携が期待できることから、同社との資本業務提携関係を強化することにより、収益向上につながると期待できることから、より関係性を強化することが最善であると考え、当社から増資引受について打診いたしました。株式会社光通信は、当社のその他の関係会社であり、当社は同社の持分法適用関連会社である経緯から、当社の事業内容に理解があり、十分な資金も有していること、当社は新規事業において、迅速なシステム構築が喫緊の課題であり、当該システムの早期構築の観点から、早期に新規事業に投資をする必要があり、確実な資金調達の実現性が必要となるため、事前準備と募集期間に一定の時間を必要とする公募増資や株主割当増資、又は新株予約権の第三者割当等を行うことよりも、自己資本の増強が行え、新規事業における運転資金の充当が行える実現性の高い割当先として平成29年4月に当社より打診いたしました。

今後、新規事業におけるソリューションサービスの開発・拡販に向け、先行投資的な費用が大きく発生するため、運転資金及び自己資本の十分な確保が必要となります。そのため、上記にて記載のとおり株式会社アルネットと株式会社光通信を割当先とする本件第三者割当増資により自己資本を増強し、また、株式会社アルネットとの新規事業におけるサービス内容の拡充においても連携が期待できることから、資金を今後見込まれるシステム開発費や販売費等に充当することは、より安定的な財務状態のもとでの当社グループの事業・業績の拡大につながることから、当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと判断しております。

- 1) ASPサービス: Application Service Providerの略;
コンピュータアプリケーション(又は特定のソフトウェア)をネットワーク経由で提供するサービスのこと。
- 2) POSシステム: 店舗で商品を販売するごとに商品の販売情報を記録し、集計結果を在庫管理やマーケティング材料として用いるシステムのこと。

1 【割当予定先の状況】

(ア)株式会社アルネット

a 割当予定先の概要

| | |
|----------------|---|
| 名称 | 株式会社アルネット |
| 本店の所在地 | 神奈川県横浜市中区本町一丁目3番地 綜通横浜ビル10F |
| 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 八田 孝弘 |
| 資本金 | 2,915万円 |
| 事業の内容 | コンピュータのソフトウェアの開発及び販売、コンピュータ機器の製造販売並びに取付業務、パソコンスクールの経営 他 |
| 主たる出資者及びその出資比率 | 八田 孝弘 83.70% エム・クリエイト株式会社 6.86% 根岸 良明 4.97% |

(注) 資本金、主たる出資者及びその出資比率については、平成29年1月31日現在の内容であります。

b 提出者と割当予定先との間の関係

| | |
|-------------|--|
| 資本関係 | 該当事項はありません。 |
| 取引関係 | 当社と株式会社アルネットの間で、システム開発や保守業務の委託契約を締結しております。 |
| 人的関係 | 該当事項はありません。 |
| 関連当事者への該当状況 | 該当事項はありません。 |

c 割当予定先の選定理由

当社の主要取引先である株式会社EPARKより、当社の新規事業で提携可能性があるとのことで、今回の割当予定先である株式会社アルネットをご提案頂き、事業提携に向けて平成29年5月より、協議を進めておりました。株式会社アルネットは当社と業務委託契約を締結している既存取引先でもあり、互いに事業内容についても理解があること、システム開発における実績とノウハウを有しているため、システム開発の外注先としてのみならず、新規事業におけるサービス内容の拡充においても連携が期待できることから、同社との資本業務提携関係を強化することにより、収益向上につながると期待できることから、より関係性を強化することが最善であると考えております。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 2,631,578株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先である株式会社アルネットから長期的に保有する方針である旨の意向を口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、株式会社アルネットより、平成29年1月末時点での決算書と、金融機関の通帳の写し、預金残高証明書を取得し、更に、口頭にて本件第三者割当増資のうち自らに割り当てられる株式に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先に対し、割当予定先、その役員及び主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、その役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実並びに割当予定先、その役員及び主要株主が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実の有無について口頭で質問し、かかる事実は一切ない旨の回答を口頭で得ております。また、当社は、第三者機関である株式会社トクチョー(東京都千代田区神田駿河台3-2-1、代表取締役社長荒川一枝)に対し、株式会社アルネット及び同社代表取締役八田 孝弘氏について、信用機関情報確認並びに新聞記事及びインターネット等のメディア掲載情報からの検索、過去のホームページ及び登記簿謄本等の公開情報等に基づく調査、関係会社の確認を依頼しました。その調査結果として、株式会社アルネット及び同社代表取締役八田 孝弘氏について、反社会的勢力との関わりを示す情報は掌握されておらず、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の調査報告書を受領しました。

よって、当社といたしましては、株式会社アルネットが暴力団等の反社会勢力とは関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(イ)株式会社光通信

a 割当予定先の概要

| | |
|-----------------|---|
| 名称 | 株式会社光通信 |
| 本店の所在地 | 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 |
| 直近の有価証券報告書等の提出日 | (有価証券報告書) 事業年度第30期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月29日 関東財務局長に提出 |

b 提出者と割当予定先との間の関係

| | |
|-------------|---|
| 資本関係 | 株式会社光通信は、当社株式の37.73%を保有しております。また株式会社光通信は、子会社を通じて当社株式の7.73%を間接的に保有しております。 |
| 取引関係 | 当社と株式会社光通信の間で、資本業務提携契約、管理業務の委託契約を締結しております。 |
| 人的関係 | 平成29年3月31日現在で、当社取締役5名のうち1名が、当社監査役4名のうち2名が株式会社光通信から派遣されております。また、当社の管理体制の強化を主たる目的として、当社の依頼により、株式会社光通信より1名の従業員の出向を受け入れております。 |
| 関連当事者への該当状況 | 株式会社光通信は当社の関係会社(その他の関係会社)に該当いたします。 |

c 割当予定先の選定理由

株式会社光通信は、当社のその他の関係会社であり、当社は同社の持分法適用関連会社である経緯から、当社の事業内容に理解があり、十分な資金も有していること、当社は新規事業において、迅速なシステム構築が喫緊の課題であり、当該システムの早期構築の観点から、早期に新規事業に投資をする必要があり、確実な資金調達の実現性が必要なため、事前準備と募集期間に一定の時間を必要とする公募増資や株主割当増資、又は新株予約権の第三者割当等を行うことよりも、自己資本の増強が行え、新規事業における運転資金の充当が行える実現性の高い割当先として最善であると考えております。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,973,684株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先である株式会社光通信から長期的に保有する方針である旨の意向を口頭にて確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、株式会社光通信が平成29年6月29日付で提出した平成29年3月期に係る有価証券報告書に含まれる財務諸表により、本件第三者割当増資のうち自らに割り当てられる株式に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社光通信は、東京証券取引所に平成29年6月30日付で提出したコーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載しております。また、株式会社光通信は、東京証券取引所市場第一部に株式を上場しており、役員及び主要株主を有価証券報告書等の法定開示書類において公表しております。

よって、当社といたしましては、株式会社光通信が暴力団等の反社会勢力とは関係がないと判断しました。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠

本件第三者割当増資にかかる1株当たり発行価額につきましては、当社の最近の株価推移、上昇を考慮に入れ交渉及び協議の結果、本件第三者割当増資に関する取締役会決議(以下「本取締役会決議」といいます。)の直前日(平成29年7月3日)の東京証券取引所ジャスダック市場における当社株式の終値84円を参考として、当該終値(84円)に対して9.52%(小数第3位四捨五入。以下比率の計算において同じとします。)ディスカウントした額である76円といたしました。

なお、当該価額は、本取締役会決議前1ヶ月(平成29年6月5日～平成29年7月3日)の終値平均である67円(円位未満切捨)に対しては13.43%のプレミアム、本取締役会決議前3ヶ月(平成29年4月4日～平成29年7月3日)の終値平均である65円(円位未満切捨)に対しては16.92%のプレミアム、本取締役会決議前6ヶ月(平成29年1月4日～平成29年7月3日)の終値平均である68円(円位未満切捨)に対しては11.76%のプレミアムとなります。

以上により、当社は、当該価額は、取締役会決議の直前日及び取締役会決議日の直前日から遡る直近1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月のいずれの平均株価に対しても0.9を乗じた額以上であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の原則に準拠したものであることから、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、本取締役会に出席した監査役のうち、利害関係を有していない社外監査役1名は、本件第三者割当増資の実施を決議するにあたり、上記発行価額は、東京証券取引所ジャスダック市場における当社株式の終値84円に対して9.52%ディスカウントされた金額であるが、上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、割当予定先に特に有利な金額ではない旨の意見を表明しております。

なお、本件第三者割当増資に係る決議に際し、当社の取締役会における利益相反取引を回避する観点から、当社の取締役全5名、監査役全4名のうち、割当予定先である株式会社光通信の職員を兼務している取締役1名及び、監査役2名並びに株式会社光通信から出向している取締役1名は、本件第三者割当増資に関する議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、株式会社光通信の立場として株式会社光通信との協議及び交渉に一切参加しておりません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当増資により発行される株式数4,605,262株(議決権46,051個)を、平成29年3月31日現在の当社の発行済株式総数48,591,907株(議決権総数485,892個)で除した割合は、9.48%(議決権総数に対しては9.48%)であります。また、[募集の目的及び理由]で記載のとおり、本件第三者割当増資は当社グループの企業価値の向上に寄与するものであり、ひいては既存株主の皆様利益向上に資することとなるため、本件第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的と判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 | 割当後の 所有株式数 (株) | 割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 |
|---------------------------|--------------------------|--------------|----------------------------|----------------------|------------------------------------|
| 株式会社光通信 | 東京都豊島区 西池袋一丁目4番10号 | 18,331,800 | 37.73% | 20,305,484 | 38.17% |
| 株式会社アルネット | 神奈川県横浜市 中区本町一丁目3番地 | 0 | 0.00% | 2,631,578 | 4.95% |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区 六本木一丁目6番1号 | 1,718,800 | 3.54% | 1,718,800 | 3.23% |
| 株式会社アイ・イー グループ | 東京都豊島区 西池袋二丁目29番16号 | 1,620,000 | 3.33% | 1,620,000 | 3.05% |
| 有限会社あさしお | 東京都大田区 田園調布三丁目12番地8号 | 1,076,215 | 2.21% | 1,076,215 | 2.02% |
| 株式会社エフティグ ループ | 東京都中央区日本橋蠣殻町 二丁目13番6号 | 929,700 | 1.91% | 929,700 | 1.75% |
| 株式会社マイナビ | 東京都千代田区 丸の内二丁目7番3号 | 688,000 | 1.42% | 688,000 | 1.29% |
| 株式会社ALL Japan Solution | 東京都文京区湯島三丁目 | 681,100 | 1.40% | 681,100 | 1.28% |
| JPモルガン証券株式 会社 | 東京都千代田区 丸の内二丁目7番3号 | 654,300 | 1.35% | 654,300 | 1.23% |
| 楽天証券株式会社 | 東京都世田谷区 玉川一丁目14番1号 | 604,100 | 1.24% | 604,100 | 1.14% |
| 計 | | 26,304,015 | 55.28% | 30,909,277 | 59.15% |

(注) 1. 平成29年3月31日時点での、株主名簿を基準としております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点第3位以下を四捨五入にして算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書(第21期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後(平成29年6月27日提出)、本有価証券届出書提出日(平成29年7月4日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年7月4日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

第四部 組込情報に記載の第21期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年7月4日)までに、以下の臨時報告書を関東財務局に提出しております。内容は以下のとおりであります。

平成29年6月27日提出の臨時報告書

1 提出理由

平成29年6月27日開催の当社第21回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、上村陽介、伊奈 聡、片野 良太、平田 英之、橋爪 静夫、倉嶋 喬を選任するものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、菊地央を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|--------------------|---------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 取締役6名選任の件 | | | | (注) | |
| 上村 陽介 | 269,725 | 1,843 | 0 | | 可決(99.32%) |
| 伊奈 聡 | 269,814 | 1,754 | 0 | | 可決(99.35%) |
| 片野 良太 | 269,860 | 1,708 | 0 | | 可決(99.37%) |
| 平田 英之 | 269,800 | 1,768 | 0 | | 可決(99.34%) |
| 橋爪 静夫 | 269,801 | 1,767 | 0 | | 可決(99.34%) |
| 倉嶌 喬 | 269,784 | 1,784 | 0 | | 可決(99.34%) |
| 第2号議案 監査役1名選任の件 | | | | (注) | |
| 菊地 央 | 272,018 | 800 | 0 | | 可決(99.70%) |

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使書による事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第21期) | 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 | 平成29年6月27日 関東財務局長に提出 |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月27日

I N E S T株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 太郎 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土屋 光輝 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているI N E S T株式会社（旧会社名 ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社）の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、I N E S T株式会社（旧会社名 ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社）及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、I N E S T株式会社（旧会社名 ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社）の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、I N E S T株式会社（旧会社名 ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社）が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月27日

I N E S T株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 中村 太郎 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 土屋 光輝 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているI N E S T株式会社（旧会社名 ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社）の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、I N E S T株式会社（旧会社名 ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社）の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。